



このお知らせは、大切に保管していただき、毎年5月に児童手当の支給対象に該当しているかをご自身で確認するための参考にしてください。

## 令和5年度児童手当(特例給付)の支給について

世田谷区

令和5年度の児童手当(特例給付)につきましては、審査の結果、受給者または配偶者の方の所得が所得上限限度額以上となりましたので、令和5年6月から令和6年5月分までは支給することができません。なお、所得等の修正申告をされたことにより、令和4年分(1月～12月)所得が所得上限限度額未満となられた方については、再審査をしますので、お問い合わせ先までご連絡ください。

令和6年度(令和6年6月分)以降児童手当(特例給付)を受給するためには、あらためて認定請求書を提出していただくことになります。

所得上限限度額、所得の計算方法につきましては、裏面をご確認ください。



令和5年分(1月～12月)所得が所得上限限度額未満となられた場合、令和6年5月中(または住民税決定通知書を受け取った日から15日以内)に、あらためて認定請求書等を提出してください。

\*審査の結果、支給対象となられた場合は、申請された翌月分から支給開始いたします。

令和6年5月以降あらためて申請される際にご不明な点がある場合は、下記お問い合わせ先までお問い合わせください。

世田谷区ホームページから、認定請求書をダウンロードして郵送で申請することも可能です。

世田谷区  
ホームページ



<http://www.city.setagaya.lg.jp/>

【子ども・教育・若者支援】→【助成・手当・貸付】  
→【子育て・教育に関する手当】→【児童手当】



### お問い合わせ先

① 令和5年8月31日まで

世田谷区児童手当コールセンター

☎ 03-6738-9202

土、日、祝祭日を除く  
午前8時30分から午後6時まで

② 令和5年9月1日以降

世田谷区子ども・若者部子ども家庭課子ども医療・手当担当

☎ 03-5432-2309

土、日、祝祭日を除く  
午前8時30分から午後5時まで

## 所得制限限度額・所得上限限度額について

令和4年6月1日から児童手当法の一部改正により、所得上限限度額が新たに設けられました。

受給者または配偶者の方の**令和4年分(1月～12月)所得**が**所得上限限度額B**以上の場合、令和5年度(令和5年6月～令和6年5月)については、児童手当(特例給付)の支給がされません。

扶養親族などの数※1 (カッコ内は例)	所得制限限度額A		所得上限限度額B	
	所得額(万円)	収入額の目安※2 (万円)	所得額(万円)	収入額の目安※2 (万円)
0人 (前年末に児童が生まれていない場合 等)	622	833.3	858	1071
1人 (児童1人の場合 等)	660	875.6	896	1124
2人 (児童1人+年収103万円以下の配偶者の場合 等)	698	917.8	934	1162
3人 (児童2人+年収103万円以下の配偶者の場合 等)	736	960	972	1200

※1 扶養親族等の数は、所得税法上の同一生計配偶者及び扶養親族(里親などに委託されている児童や施設に入所している児童を除きます。以下、「扶養親族等」といいます。)並びに扶養親族等でない児童で前年の12月31日において生計を維持したものの数をいいます。扶養親族等の数に応じて、限度額(所得額ベース)は、1人につき38万円(扶養親族等が同一生計配偶者(70歳以上の者に限ります。))又は老人扶養親族であるときは44万円)を加算した額となります。

※2 「収入額の目安」は、給与収入のみで計算しています。あくまで目安であり、実際は給与所得控除や医療費控除、雑損控除等を控除した後の所得額で支給額を判定します。

## 所得額の計算

- 所得合計額から、社会保険料控除相当額である一律8万円を控除します。
- 給与所得又は公的年金等所得がある方は、所得合計額から10万円を控除します。
- 所得控除のうち該当する項目の合計額を所得合計額から控除します。

【所得額】に  
含まれるもの

総所得(給与所得、事業所得、利子所得、配当所得、不動産所得、一時所得、雑所得、長期・短期譲渡所得)、退職所得(総合課税)、山林所得、土地等にかかる事業所得等、長期譲渡所得(分離課税)、短期譲渡所得(分離課税)、先物取引にかかる雑所得、条約適用利子等、条約適用配当等

【所得控除】  
とは

雑損控除、医療費控除、小規模企業共済等掛金控除、(特別)障害者控除、寡婦控除、ひとり親控除、勤労学生控除、長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除(低未利用土地等の譲渡に係る長期譲渡所得の特別控除を含む)

受給者の方の所得が、上記表の**所得制限限度額A**未満の場合は児童手当を、所得が**A**以上、**所得上限限度額B**未満の場合は法律の附則に基づく特例給付を支給します。

〈参考〉  
支給額

所得制限限度額A 未満の場合	3歳未満		15,000円/月
	3歳～小学校 修了前	第1子・第2子	10,000円/月
		第3子以降	15,000円/月
	中学生		10,000円/月
所得制限限度額A以上所得上限限度額B未満の場合			一律5,000円/月
所得上限限度額B以上の場合			支給なし

※第何子目かは、養育されている18歳到達後最初の3月31日までのお子さまを含めて数えます。

児童手当等の受給がなくなられたあとに、所得が**所得上限限度額B**未満となられた場合、改めて認定請求書等の提出が必要となりますので、ご注意ください。